

## 自己資本の構成に関する開示事項（平成 25 年 12 月末）

株式会社三井住友銀行（単体）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置 による 不算入額	国際様式の 該当番号
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目</b>			
普通株式に係る株主資本の額	6,054,857		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	4,042,266		1a
うち、利益剰余金の額	2,012,590		2
うち、自己株式の額（ ）	—		1c
うち、社外流出予定額（ ）	—		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	—	1,035,824	3
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	6,054,857		6
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	109,730	8+9
うち、のれんに係るものの額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	—	109,730	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	—	79,215	11
適格引当金不足額	—	25,193	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	42,039	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
前払年金費用の額	—	144,943	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18

特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他 Tier1 資本不足額	—		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		28
<b>普通株式等 Tier1 資本</b>			
普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	6,054,857		29
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目</b>			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—		
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,100,757		33+35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	618		
うち、為替換算調整勘定の額	618		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,100,139		36
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	159,230	40

経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	54,636		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	42,039		
うち、適格引当金不足額の 50%相当額	12,596		
Tier2 資本不足額	—		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	54,636		43
<b>その他 Tier1 資本</b>			
その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	1,045,502		44
<b>Tier1 資本</b>			
Tier1 資本の額 ((八) + (ヘ)) (ト)	7,100,360		45
<b>Tier2 資本に係る基礎項目</b>			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	—		
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,815,516		47+49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	—		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	—		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	—		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	700,547		
うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%相当額	672,424		
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	28,122		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,516,064		51
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	125,000	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	12,596		
うち、旧告示第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額	12,596		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	12,596		57

<b>Tier2 資本</b>			
Tier2 資本の額((チ) - (リ))	(ヌ)	2,503,467	58
<b>総自己資本</b>			
総自己資本の額((ト)+(ヌ))	(ル)	9,603,827	59
<b>リスク・アセット</b>			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額		471,280	
うち、その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段に係る額		423,508	
うち、その他金融機関等の Tier2 資本調達手段に係る額		25,085	
リスク・アセットの額の合計額	(ヲ)	51,866,171	60
<b>自己資本比率</b>			
普通株式等 Tier1 比率((ハ) / (ヲ))		11.67%	61
Tier1 比率((ト) / (ヲ))		13.68%	62
総自己資本比率((ル) / (ヲ))		18.51%	63
<b>調整項目に係る参考事項</b>			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		679,423	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		454,065	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		—	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額		90,101	75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</b>			
一般貸倒引当金の額		—	76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		2,160	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		—	78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		277,222	79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</b>			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		1,113,621	82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		—	83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		1,815,516	84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		33,609	85